

◎簡易型一般競争入札における一抜け方式の入札・開札・落札候補者の決定について

※一抜け方式とする工事は、同日・同一工種・同一業者で執行する複数の入札案件とします。

※対象工事の落札候補者の決定は、予め塩尻市長が定めた落札決定順位により開札し、落札候補者を決定します。

※上位の案件で落札候補者となった者の入札書は、下位の案件では無効とします。

- 1 一抜け方式の入札案件では、すべての案件に応札することができます。

※入札を辞退される方は除きます。

- 2 1件目案件の入札から順番に落札候補者を決定し発表いたします。

- 3 1件目案件の1番目の落札候補者は、2件目案件以降の落札候補者にはなれません。

2件目以降の案件も1件目の案件と同様となります。(落札候補者とはなれません。)

当該案件の候補が取り消された場合でも、以後開札した案件の候補者となることはできません。

《一抜け方式の入札の流れ》

- ① 入札 → 開札 (落札候補者がいない場合は2回目の入札・開札・・・)

1件目案件



※落札候補者の発表をし、2件目案件の入札を行います。

2件目案件



※落札候補者の発表をし、3件目案件の入札を行います。(以下同様)

3件目案件

⋮



入札・開札の終了

- ② 落札候補者の決定 (読み上げ例)

1件目入札				2件目入札				3件目入札			
順位	業者		金額	順位	業者		金額	順位	業者		金額
1	A建設	第1順位者	・・・	1	B工務店	第1順位者	・・・	1	C土木	第1順位者	・・・
2	B工務店	第2順位者	・・・	2	A建設	無効	一抜け	2	A建設	無効	一抜け
3	C土木			3	C土木	第2順位者	・・・	3	B工務店	無効	一抜け
4	D組			4	D組			4	D組	第2順位者	・・・
5	E工業			5	E工業			5	E工業		

- ③ 落札候補者決定後の処理

(1) 第1順位者となった落札候補者は、入札日の翌日までに「入札参加資格確認申請書」を提出してください。(すべての案件において同じ)

(2) 書類審査の段階で参加資格がないものと判断された場合は、直ちに2番目の落札候補者にFAX又は電話にて連絡いたします。